平成２７年（フ）第１２２号
京都市北区紫野東藤ノ森町16番地
債務者　小畑　定雄
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第５号
京都府亀岡市千代川町川関カミ74番地
債務者　八木　正規
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２６年（フ）第１００５号
堺市堺区甲斐町西３丁１番12―401号
債務者　福村こずえ
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第４６号
堺市堺区大浜中町３丁４番９号　大浜グリーンヴィラＡ402号
債務者　佐々木峻行
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第４９号
大阪府富田林市久野喜台１丁目８番605―506号
債務者　川合　里美（旧姓小原）
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１０号
栃木県佐野市豊代町1067番地
債務者　木曽　勢子
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月17日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２７年（フ）第２８号
愛知県豊川市蔵子５丁目６番地11　蔵子ウエストコート103号
債務者　安形　祐美
1　決定年月日時　平成27年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月20日午後１時50分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第５６号
横浜市都筑区茅ケ崎南３丁目18番43号　ソレイアード横浜203
債務者　小山　美帆（旧姓三浦）
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１６６号
神奈川県藤沢市花の木16番23号　カーサビアンカ722号
債務者　岡本　彰教
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１７３号
横浜市旭区上白根町795番地　市営ひかりが丘住宅４街区３棟303号
債務者　東海林曉夫
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月22日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１８０号
横浜市南区清水ケ丘204番地34　竹内アパート102
債務者　石戸谷尚武
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６１５号
大阪市東住吉区桑津５丁目21番３号　プラチナム桑津303号
債務者　藤川　拓生
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２号
北海道釧路郡釧路町木場１丁目10番地11
債務者　浜潟　征二
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月28日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第１０号
釧路市愛国東４丁目21番11号
債務者　石田　博文
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月28日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第７６号
東京都立川市柏町３丁目52番地の２コーポソノベ305号
債務者　森屋　文義
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月24日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部